

平成26年第4回佐渡市議会臨時会会議録（第1号）

平成26年5月23日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成26年5月23日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第64号、議案第65号
- 第 4 （総務文教常任委員会付託案件）
議案第64号、議案第65号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	20番	祝優雄君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
総務課長	計良孝晴君	総合政策課長	渡辺竜五君
財務課長	伊貝秀一君	建設課長	金田一則君

学校教育
課長
契約管理
幹事

吉田 泉 君
伊藤 浩 二 君

社会教育
課長

大橋 幸喜 君

事務局職員出席者

事務局
長
議事調査
係長

源田 俊夫 君
齋藤 壮一 君

事務局次長
議事調査係

中川 雅史 君
太田 一人 君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第4回佐渡市議会臨時会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
-

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今臨時会の会議録署名議員は、8番、中川直美君及び10番、金田淳一君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今臨時会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。去る5月20日に議会運営委員会を開催し、今臨時会の会期及び会期日程について協議いたしましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日1日といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

会期の決定後、新任の教育長から就任のご挨拶があります。次いで、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行い、休憩し、総務文教常任委員会の審査に入ります。総務文教常任委員会の審査が終了次第当該報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、議会運営委員会を開催し、本会議を再開いたします。本会議再開後は、委員長の報告、採決等を行います。

以上であります。

- 議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。
- 大澤祐治郎君。

- 9番（大澤祐治郎君） 同じ議会運営委員会におりながら、委員長にお叱りを受けるかわかりませんが、きのうの国会のやりとりを見ておまして、与党提案の、大臣提案の資料に対して瑕疵があったということで取り下げをしました。以後今会期中には出さないと、このぐらい国のほうでは非常に厳しい制約のもとに取り下げることになりましたが、本議会もそういう習慣をそろっとつけないと、市長が頼んでくれば何でも上げますというようなことは他にためにならぬ。私はぜひ今、加賀さんに次いでやがて40年になる長老でありますので、至って年寄りとして駄弁をさせていただきましたけれども、そういう習慣をつけるということを議会運営委員会の委員長と議長に要望、お願いをしておきます。さらに、そういうことで今の議会運営委員会の委員長の提案には賛成をいたします。

- 議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（根岸勇雄君） ここで、教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、児玉勝巳君。

〔教育長 児玉勝巳君登壇〕

○教育長（児玉勝巳君） おはようございます。5月8日より佐渡市教育長を拝命いたしました児玉勝巳でございます。一言ご挨拶させていただきます。

佐渡市市制施行10年経過いたしました。佐渡市民の皆様が生涯にわたって生き生きと暮らしていけるそういった豊かな人間性、創造性を備えた人材の育成のための教育の果たす役割ますます重要になってきていると認識しております。佐渡市が策定しております学校教育基本構想、佐渡市生涯学習推進計画に基づきまして教育行政が適正に行われ、佐渡市が充実、発展するために誠心誠意務めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 教育長の発言は終わりました。

〔議長、議事進行でお願いします〕と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） はい、どうぞ。

○9番（大澤祐治郎君） ただいま教育長さんのご挨拶をいただきました。けさの新聞を見たということで、私のところへお電話を市民の方が2名くれました。あなた方は、言葉はよくありませんが、観光特使だか大使だかわかりませんが、素晴らしいアイデアの図案化されたものが出ておりましたけれども、我々議会には一瞥の紹介も、顔も見ていないのです。そして、我々は彼女の給料を、月額40万になるのか、幾らかわかりませんが、決めておるわけです。執行部に至っては、そのぐらいの議会に対する礼儀と親切さがあっても私はいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 市長、答弁しますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） はい、ちょっと……

○9番（大澤祐治郎君） では、もう一回補足して言いますが、市長はけさの新潟日報を見て当然役所へおいでかと思いますが、堂々とお褒めの言葉やら、アイデアのすばらしさやらなんて、あれはマスコミ辞令かもしれませんが、書いた。そして、そこに彼女がこうだとその図案を持って新聞写真に載っておりましたけれども、私がお願いしたいのは、その戦略官は市長のおめがねにかなって、そして市長がお選びになったわけですが、私どもは一遍も会ったことない。ましてや、その報酬を先に決めてしまった、あなたの要請によって。ですから、我々議会にきょう教育長が来て挨拶したように、ちょっと挨拶してお帰りにな

るぐらいの議会に対する親切心が、あるいは礼儀があってもいいのではなからうかということをお願いしておるのです。

○議長（根岸勇雄君） 市長、甲斐元也君。

○市長（甲斐元也君） きょう教育長が挨拶をしたということは、三役の中で挨拶をきょうしたわけでございます。戦略官につきましては、いろいろと議会のほうからご審議をいただいて採用することにいたしましたわけでありまして、あくまでも期限つきの職員でございます。したがって、こういう場では紹介をするということは考えておりません。ただし、6月議会に入りますと、彼女らがそれぞれの観光及び広報という戦略を立てていくわけでありまして、その中でいろんな点でご紹介をしていかなければならぬし、説明もさせなければならぬと思っております。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） これで最後でございますが、市長のお考えわかりました。そういう人なのでしよう。教育長は特別職だから挨拶したと、そんなものは当たり前のことです。40万もくれる職員に市民はみんな関心持っておるのです。あなた方顔見たこともあるのか、話したこともあるのかと聞かれば、電話で、いや、ありませんと。ああ、それで40万もおまえた給料決めたのかと、こう言われれば、我々何の返答もしようありません。市長の誠意のないことは十二分にこれで理解を、疑っておったのだけれども、いたしました。臨時職員であるから皆さんにご披露しないと、ではそういう考えでいってください。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） それでは、日程に入ります。

日程第3 議案第64号、議案第65号

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、議案第64号及び議案第65号についてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。議案第64号 南佐渡中学校グラウンド整備工事請負契約の締結について。本案は、南佐渡中学校グラウンド整備工事について、5月12日に入札執行し、落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第65号 小木小学校校舎大規模改造（建築）工事請負契約の締結について。本案は、小木小学校校舎大規模改造（建築）工事について、5月12日に入札執行し、落札者と請負契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第64号 南佐渡中学校グラウンド整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 南佐渡中学校グラウンド整備工事請負契約について質疑させていただきます。

本来ならば3月の予算、これ決まっておるわけですから、内容についてちょっと聞くのはここでは不適切かもしれませんが、先日の議員全員協議会の折、質疑したときにちょっと私の思いと違う答えが返ってきたものですから、ここで確認させていただきたいのですけれども、グラウンドの大半の面積をクレイ系の舗装を計画しておられます。このクレイ系にすることのメリット、そしてその工事に伴う通常の土の場合の工費と比べてどれだけ高くなるのか、これについてお伺いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 工法の変更による金額の関係なのですけれども、申しわけございません。ちょっと今金額存じておりません。

メリットの関係でございますが、今回グラウンドのいわゆる防砂対策でございますが、私ども今回施工予定が、舗装材の選定に当たりましてはこれまで従来の土、真砂土と申しますけれども、これよりもより保水力がありまして、比重も大きい、また夏の乾季におきましても飛散しにくいというワインサンド、グリーンサンドという2種類のいわゆる舗装材がございますけれども、この舗装材、ワインもグリーンについても、単純に色が異なるだけで、性質、価格等は同等でございます。そういった舗装材を敷き詰めることによりまして、まず飛散がしにくくなると。さらに、その上に、これ塩化合物の成分でございます表面処理材を添加することによりましてさらに固めるような工法になっておりますので、より飛散がしにくいというふうな工法になってございます。従来の真砂土の工法と今回、最近どこの学校でもこういった工法でやっておりますけれども、その金額の差異につきましてはちょっと今現在存じておりません。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） これ予算のあれではないので、これ以上突っ込みませんけれども、おかしくありませんか。ある工法を決めたときに従来工法よりもいいものをつくる、これはいいです。でも、それによって幾ら高くなるのか、これは提案時に、やはり比較検討してこの工法を採用しました、だから議会予算を認めてください、そして入札する、これが順序でしょう。この根本の部分をやっていないと、予算が通りましたから、これにあわせて入札しましたから認めてくださいよというのであれば、どこでそのお金の出というものをチェックするのですか。今私指摘しているのわかりますか、意味が。3月にこれきちっと議論してあれば、私こんなこと言いません。ところが、同僚の議員に、委員会の所属している議員に聞いたけれども、3月そこまでやらなかったよと言うから、ここで聞いておかないと今後こういった形で何もかもが進んでいくのかなという部分で、税金の無駄遣いではないかと指摘されても私たちは返答もできない。今、在来工法と比べて幾ら高くなるかわからないと。これ予算決めるときに、執行部内で検討して出てきたはずでしょう。このことについて、財務課長、これチェックしなかったのですか。

○議長（根岸勇雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 予算の段階におきましては、その工法の内容まで立ち入って細かく精査して査定、そこまでのものはしてございません。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 私、所管は建設のほうですので、そこでも徹底してやりますが、この提案を持ってくる段階において、金光君が言うのはそのとおりなのですよ、本当の議案は。こういう工程で、こうい

う比べをして、したがってこの業者にというものがどこの議会でも添付されて本会議には出てくるのです、きょうは臨時議会であろうと。そういうような習慣が課長にはついていないのだということありありますが、今後入札をお願いするときには、そのクレイとタータンとどっちがよくて、どっちがたくさん使われておるとか、予算上でも比較したらクレイのほうが安いからクレイにしたとか、そういうものをやっぱり課長ちゃんと付録というか、その説明文書をつけて本案を提案してくるのが上手な課長のやり方です。要らぬことを突っ込まれぬということにもなります。ですから、旧佐和田町では、今言う防水暗渠方式で今の河原田小学校のグラウンドは真野のグラウンドより質がいいぐらいの工事をやりました。そのときには専門家の方を呼んで、そして立ち会いに出した文書はどこをどう比べても他に落ちることはない、そこはないというような説明までいただいて実は提案を通しました。ところが、あなた方は課長権限でこういうことを一言商いでやってしまうと。重大な結論が出たときに、課長はこれ責任とりようありませんよ。もちろん教育長さんもそういったこと、三役だからと市長あんなこと言うけれども、雇われマダムですよ。実際にあなたが言う言葉に責任と重さというのが大事なのだが、なぜこれ提案するときに今私が申し上げた資料を添付して出さなかったのかと。気持ちの緩みというか、ああ、そんなもので結構だというあなた方の甘えがあるのではないの。それを先に答えてください。

○議長（根岸勇雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 資料等につきましては、実はこれまでグラウンドの工事等は、先ほど申しましたワインとかグリーンサンドというふうな工法が最近主流になっておりますので、今回はあえて前回の真砂土等の比較でやったわけではございません。したがって、今回私としましては従来の、いわゆる佐渡市になってからのグラウンドはほとんど今の施工でやっておりますので、それ以前の真砂土の工法という単価の差異まで、私のほうで議会のほうにちゃんとご説明するような準備は全くしておりませんでした。今後は、数字一つ一つに対しまして責任持って説明できるように、資料等を備えていきたいと思えます。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 議長質問すると余りいい顔しないものだからちょっと控え目ながらに言わなければなりません、課長、あなたを思って私は言っておるのです。どこからも突かれようと、何しよう、ちゃんとそろえてあるではないかというぐらいまで成長してもらいたい。財務課長の大将は老獪過ぎて、非常に逃げ方も何でもうまい。だから、そんな上手をまねしろとは言わぬが、教育長さんは今のあなたの言っている話は全部理解しておりますか。あなた方事務方がそろえて、教育長、こんなことになりましたからという程度ではないの。教育委員会も出て、徹底してそういう説明をしておらぬと思うよ、あなたの発言を聞いておると。

そこで、これ以上長く聞くのは、議長にらんでおりますから置きますが、あなたにお願いしたいことは、やっぱり自分だけで背負っておるのだ、俺が権限あるのだというようなお考えは捨てて、委員会の中で、あるいは課の中で、やっぱり文殊の知恵ではないけれども、知恵を出し合ってやってきたほうがいいです。提案されたのだから、私は簡単なのだ。だめなら否決すればいいのだ。でも、これ否決したら、業者は別ですが、地域の期待を裏切ることになりますよね、早くやってもらいたいという気持ちもあるので。だから、そういうことを考えて、あなたは以後ちゃんとやっていきますということで、それを信用してこれで

置きます。3回やれるのですが、これで置きますからひとつよろしくをお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） やる予定はなかったが、一言申し上げておきたい。

吉田課長、これは学校施設ですから、教育委員会の仕事ということで予算を含めて立ててきた。そして、こういう事業になると、例えば建設課等の専門家を使って準備をするのではないのですか。だとすれば、それはどういう諸君が加わって、これの予算立てのところから検討したのかどうなのか、はたまた教育委員会が独自でやったのか、ご説明を願いたい。

○議長（根岸勇雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） これは一般論でございますけれども、通常学校建築等を進めていく際につきましては、学校教育課、建設課並びに基本設計等に入っております業者さん等と詰めながら実施設計に向かってやっております。いわゆる所管課と建設課、あとは基本設計等をとられた業者さんと次の実施設計に向けて協議をして組んでおるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これ全貌明らかになってきたですね。それは当たり前のこと。今までもそういう方式でやってきておるのだが、さてでは吉田課長のほうでは詳細説明ができないが、これにかかわった職員がおるはずですが、彼から答弁してもらったほうがいいと思いますが、議長において取り計らってください。

○議長（根岸勇雄君） 金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

先ほど吉田課長のほうからご説明ありましたように、建設課の建設係、それから基本設計をした業者、それと学校教育課の職員と、いろいろ先ほど来から問題になっているような事項につきましては地域の特性やら住民からの要望等々踏まえまして、その中の予算の範囲内で、これを使うと割高になりますが、こっち側の部分を使うと調整できますよというふうなことで実施設計書のほうを作成するように努力しているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） いいか、変だよ。私が聞いておるのは、これを組み立てるときに、それを組み立てた諸君がここにおるはずだと。それに答弁させなさいと言っておるのですよ、私は議長に。いいですか。来ておらぬのではないの、またこの間と同じに。来ていないのではないのと聞いておるのだよ、俺は。だから、俺は来ていないのではないかということがほぼわかるからどうするのだと、こう聞いておるの。

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 本会議におきましては、私が課の代表として参っております。今回担当し

たのはうちの部下、これ課長補佐になりますけれども、この場ではちょっと発言ということは控えさせていただきたいと思います。委員会の中でご説明をさせていただきたいと思いますが、よろしく願います。

〔「俺が聞いとるのはそうじゃないだろう。それが来て説明しなければ乾かぬではないかと言うておるではないか。それをまたおまえが言うたところでどうなのだ、これは。というか、本会議というのはそう簡単にあしらってもらっては困るのだ。問題が出てきたときには担当が来て答弁しなければならないのは当たり前のことじゃないか。誰がそのおまえは来んでもいい、おまえは出れというようなことをやっておるのだ、これ。総務課長だろう。この間のあれの、保育所のときも同じことではないか」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（根岸勇雄君） 再開します。

吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 今回私この場でご説明できなかったことは、まことに申しわけございません。委員会の中で説明させていただきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第64号についての質疑を終結いたします。

議案第65号 小木小学校校舎大規模改築（建築）工事請負契約の締結についての質疑を許します。

金田淳一君。

○10番（金田淳一君） この議案も工事の入札関係の議案ですが、関連がありますので、質疑をさせていただきます。

現在使用している小木の小学校の校舎、体育館が老朽化したため、ことしの春まで使用していた元小木中学校の校舎に小学校の機能を移転するということで今回の工事がなされるわけですが、私は体育館部分について質疑をさせていただきます。現在の小木小学校の体育館は、小木町当時町民体育館として建設をされまして、建設当時は非常に規模も大きくて、高規格な体育館ということで各種いろんな方々から使用をされておりました。それが今回老朽化ということで廃止されるということになるわけですが、そのかわり今度小学校の機能を移転するということで中学校に行くということになりますが、その町民体育館の機能というものが今度の小学校の体育館に、上に上がった体育館にどの程度担保されるのかということについてまずお聞かせをさせていただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 今現在計画しておるコートの方でございまして、バスケットコートが2面、縦1面の3面、バレーボールコートも3面、あとバドミントンのコートが4面ございまして。今後、社会教育課と学校教育課、あと地元の方々のちょっと意見を踏まえながら、このライン引きのほうにつきましても利便性がよくなるような方向で検討していきたいと考えております。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 地域の方々が当然希望されると思いますので、ライン引きについては今話ございましたけれども、特にネット系の競技については支柱を立てるような器具がありませんと使えないという部分もありますので、その辺についても地域の方々の希望を聞き取りまして、不便がないような対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） これ入札の承認の議案でございまして、ずばりお聞きしますが、入札参加資格者の条件というのが内規であるわけですが、これはどうなっていますか。これの4、これは条がないところですからこういう書き方だろうと思うのですが、第4に①、②、③と3つの要件が重視されておるのだが、この条件はどうなっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） お答えします。

入札参加資格者の条件としまして、小木小学校校舎大規模改造工事に係る入札公告としまして公告しました内容を読み上げればよろしいでしょうか。

〔「俺が聞いておるのはそれじゃないだろう。いいですか。入札参加資格者の条件というのがあって、それが①、②、③となっておるのだよ。そのことの説明を求めておるのです」と呼ぶ者あり〕

○契約管理主幹（伊藤浩二君） 失礼しました。それでは、入札参加者の条件で①ですけれども、佐渡市建設工事入札参加資格審査規程第2条第1項各号または第2項第1号もしくは第2号に該当しないこと。②としましては、平成25年4月1日以降引き続き佐渡市内に営業所、次の表があるのですけれども、表の個別工事に応じた建設工事の種類に該当する建設業の許可を得た建設業法第3条第1項の営業所を有する者であること。③としまして、本公告の日までに平成25、26年度入札参加資格者名簿に登録されており、同一入札参加資格者名簿において建設工事の種類及び等級を有する者であることとしております。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） さて、そこで、名前申し上げますといろいろ差しさわりのあるだろうと思うので、差し控えたい。そこで申し上げる。皆さんも持っておると思うのですが、今回の議案の議案関係資料集というのがあるね。その入札公表結果調書というのの……電気設備工事、その入札のランクの、つまり入札金額を入れてトップが落札者の名前が入る。それを1として見ていったときに、この6番目に至っては今答弁者が説明した区内に営業所を持っておるという規定からすると持っていない。私は、これは調査をしてある、具体的に。どういうことかということ、前大きな会社に勤めておった。それが定年になったと。定年になっても習い覚えた仕事というのは承知しておるわけです。そこで、これが佐渡の出先機関のような形をとって、最後には新潟の大きな会社と連携をとりながら入札に参加しておる。つまりわかりや

すく言うと、営業所を持っておるということは人間を使っておるといことなんです。ところが、佐渡の人間は一人も使っていない。しかし、入札には参加する。落札したときには全く関係のない新潟からどんと来て、その仕事だけやってしまうと。こういうことをやっておったら、それは恐らく地元の諸君からは不満が出ると思います。

それから、佐渡市の産業振興、なかんずく土建業者一くりにして申し上げますが、そういうものの育成強化、もっとわかりやすく具体的に言えば、そのことによって佐渡市に税金を納めてくれるというものが無いのにそれに仕事をやるという、こういう結果になっておる。私は思うが、今私の指摘する嫌いがあるのかないのか、お答えください。

○議長（根岸勇雄君） 伊藤契約管理主幹。

○契約管理主幹（伊藤浩二君） お答えします。

こうした大規模な工事の場合、入札の競争性を確保するために市内企業並びに市内に建設業法第3条第1項の許可を得た営業所も対象とした競争入札を実施しておりますが、今言われるような状況等もややもすると当然あるのかと思います。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 加賀博昭君。

○22番（加賀博昭君） 市長、よく聞いておいてください。今私が遠慮しながら質問をしておるのだが、答弁者はその嫌いがあると認めた。とすれば、私が前段危惧して質問したことがまさに的中しておると。したがって、今後はこういうところの皆さんの規定に基づいてしっかりと点検をして、そして入札参加者を決めるという、そういうところに意を用いてほしいと。このことについて最後に責任者の答弁を求めて、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員がおっしゃるとおり、島内の企業を養成をしていく、育成をする、そして島内にお金が落ちるといことは、これはもう当然のことです。今のような事態があるということになれば早速精査をいたしまして、これから対応をとってまいりたいと思っております。

○22番（加賀博昭君） はい、議長終わります。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第65号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号及び議案第65号については、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（根岸勇雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第64号、議案第65号

○議長(根岸勇雄君) 日程第4、これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長(佐藤 孝君) 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第64号 南佐渡中学校グラウンド整備工事請負契約の締結について。本案は、南佐渡中学校グラウンド整備工事について、5月12日に執行した指名競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第65号 小木小学校校舎大規模改造(建築)工事請負契約の締結について。本案は、小木小学校校舎大規模改造(建築)工事について、5月12日に執行した一般競争入札における落札者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上です。

○議長(根岸勇雄君) これより総務文教常任委員会に付託した案件についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(根岸勇雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(根岸勇雄君) 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

平成26年第4回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後 2時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 中 川 直 美

署 名 議 員 金 田 淳 一